

2021年2月10日

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞公募要領【第9版】新旧対照表

全国商工会連合会

該当箇所	新（第9版2021年2月10日）	旧（第8版2020年10月22日）
表紙 募集期間	第5回受付締切 第6回受付締切 第7回受付締切	（新規）
表紙 （ご注意・ご連絡）	（削除）	◇感染拡大防止の取組（事業再開 枠）を行う場合は、その取組も支 援対象となります。
表紙 （ご注意・ご連絡）	◇事業再開枠および特例事業者の 上限引上げは、第4回締切までで 終了いたしました。	（新規）
P3 重点支援を図る事業者	（削除）	（4）地域未来牽引企業または、 地域未来投資促進法に基づく地域 経済牽引事業計画の承認を受けた 事業者
P3 重点支援を図る事業者	（5）補助金申請システムによる 電子申請を行った事業者	（新規）
P3 補助上限額についての 考え方	（削除）	事業再開支援パッケージ（事業再 開枠および特例事業者の上限額引 き上げ）
P4 重要説明事項（5.）	（追加） なお、追加で補助金事務局から提 出を求められた書類については、 定められた期日までに提出する必 要があります。	
P11・P18 様式2-1 様式2-2	＜法人のみが対象＞ 資本金（又は出資金）に関する確 認事項	（新規）
P11・P18 様式2-1 様式2-2	＜全ての事業者が対象＞ 課税所得に関する確認事項を追加	（新規）
P12・P19 様式2-1 様式2-2	（削除）	特例事業者に関するチェック項目

該当箇所	新（第9版2021年2月10日）	旧（第8版2020年10月22日）
P12・P19 様式2-1 様式2-2	（追加） ①給与支給総額増加（1.5%以上） ②給与支給総額増加（3.0%以上） ③事業場内最低賃金引き上げ（+30円以上） ④事業場内最低賃金引き上げ（+60円以上）	①給与支給総額増加 ②事業場内最低賃金引き上げ
P13・P20 様式2-1 様式2-2	（削除）	4. 地域未来牽引企業等加算
P30 2. 補助対象者	（2）資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないこと（法人のみ）	（新規）
P30 2. 補助対象者	（3）確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと	（新規）
P45 （7）補助対象外となる経費	（追加） 25）購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、購入額を減額・無償とすることにより、購入額を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの	
P47 6. 申請手続	（追加） 第5回受付締切 第6回受付締切 第7回受付締切	

該当箇所	新（第9版2021年2月10日）	旧（第8版2020年10月22日）
P49 賃上げ加点	(追加) (1) 給与支給総額増加① (2) 給与支給総額増加② (3) 事業場内最低賃金引き上げ③ (4) 事業場内最低賃金引き上げ④	(1) 給与支給総額増加 (2) 事業場内最低賃金引き上げ
P55 表1：審査の観点	2 (1) 次の①～④いずれかの賃上げ関係の計画を有し、従業員に表明している事業者(② ④)を追加)	2 (1) 次のいずれかの賃上げ関係の計画を有し、従業員に表明している事業者
P56 表1：審査の観点	(削除)	(4) 経済産業省が選定する地域未来牽引企業(ただし、地域未来牽引企業としての「目標」を策定していること)、または地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けている事業者
P56 表1：審査の観点	(5) 補助金申請システム(名称：Jグランツ)を用いて電子申請を行った事業者	(新規)
P56 8. 事業実施期間等	第5回受付締切 第6回受付締切 第7回受付締切	(新規)
P59 10. その他	⑩補助金事務局が要件確認等のために、追加で書類の提出を求めることがあります。その結果、申請要件等を満たしていないことが判明した場合には、交付決定の取消し等を行うことがあります。	(新規)
P64 【参考8】	【参考8】再度申請が可能となる事業者について	(新設)
P66 IV. 応募時提出資料 法人の場合	株主名簿	(新設)
P73 【重要】別紙	(追加) 第5回 第6回 第7回 受付締切の基準日	